

## 請求債権目録

この部分には、債務名義を特定する事項を記載する（債務名義の種類に応じて、後記の例文にならって記載してください。）。

### 記

- 元本 金 円  
(注) 残金又は内金請求の場合は次の文言を付加する。  
ただし、元本金〇〇〇〇円の残金  
ただし、元本金〇〇〇〇円の内金
  - 利息 金 円  
ただし、上記1に対する平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日から平成（令和）〇〇年〇〇月〇日まで年〇パーセントの割合による金員
  - 損害金 金 円  
ただし、上記1に対する平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで年〇パーセントの割合による金員(注) 下線部は申立日までで計算する。  
  
(注) 期限の利益を喪失している旨の文言が必要な場合の記載例  
・債務者は、平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日に支払うべき金員の支払を怠ったので、同日の経過により期限の利益を失った。  
・債務者は、平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日と平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日に支払うべき分割金の支払を怠り、その額が〇万円以上（又は、「その遅滞が2回分以上」）に達したので、平成（令和）〇〇年〇〇月〇〇日の経過により期限の利益を失った。
  - 執行費用 金 円  
(内訳)  
本命令申立手数料 金 4000円  
本命令送達費用及び同通知費用 金 2744円  
本命令申立書作成及び提出費用 金 1000円  
(注) 上の内訳は一般的なものを例として記載している。
- 合計 金 円 (注) 1から4の合計

(例 文)

1 (調書) 判決正本に基づく場合

〇〇地方裁判所平成(令和)〇〇年( )第〇〇〇〇号〇〇請求事件の執行力のある(調書)判決正本に表示された下記債権及び執行費用

2 仮執行宣言付支払督促正本に基づく場合

〇〇簡易裁判所平成(令和)〇〇年(ロ)第〇〇〇〇号事件の仮執行宣言付支払督促正本に表示された下記債権及び執行費用

3 公正証書正本に基づく場合

〇〇法務局所属公証人〇〇〇〇作成の平成(令和)〇〇年第〇〇〇〇号債務承認及びその履行に関する契約の執行力のある公正証書正本に表示された下記債権及び執行費用

(注) 下線部分は、公正証書の冒頭に記載された契約名を記載する。

4 仮執行宣言付少額訴訟(調書)判決正本に基づく場合

〇〇簡易裁判所平成(令和)〇〇年(少コ)第〇〇〇〇号〇〇請求事件の仮執行宣言付少額訴訟(調書)判決正本に表示された下記債権及び執行費用

5 和解(調停・認諾)調書正本に基づく場合

〇〇地方裁判所平成(令和)〇〇年( )第〇〇〇〇号〇〇請求事件の執行力のある和解(調停・認諾)調書正本に表示された下記債権及び執行費用

6 家事調停調書正本に基づく場合

〇〇家庭裁判所平成(令和)〇〇年(家イ)第〇〇〇〇号〇〇事件の(執行力のある)調停調書正本に表示された下記債権及び執行費用

(注) 家事事件手続法別表第二に掲げる事項(養育費・扶養料・財産分与など)については、「執行力のある」の文言は不要

(注) 養育費の場合は、請求債権目録の「元本」のただし書きは、以下のとおりただし、平成(令和)〇〇年〇〇月分から平成(令和)〇〇年〇〇月分までの養育費の合計

7 家事審判正本に基づく場合

〇〇家庭裁判所平成(令和)〇〇年(家)第〇〇〇〇号〇〇事件の審判正本に表示された下記債権及び執行費用

## (注) 利息・損害金の計算について

利息・損害金の確定額の計算については、従来から次のとおり取り扱っています。

### 1 年利で定められている場合

- (1) 1年を超える期間がある場合は、通算日数ではなく「年数と1年未満の日数（何年と何日）」を対象にして計算する。
- (2) 1年未満の期間の計算をする場合は、  
うるう年にかかる分については、分母を366日とし、  
平年にかかる分については、分母を365日として、  
分けて計算する。
- (3) 「1年に満たない期間については、1年を365日として日割計算を行う」旨、判決正本等の債務名義に記載がある場合（強制執行）や、不動産登記がされている場合（担保権実行）は、1年未満の期間の分母を365日として計算する。
- (4) 「年365日の日割計算をする」旨、判決正本等の債務名義に記載がある場合（強制執行）や、不動産登記がされている場合（担保権実行）は、分母を365日、分子を通算日数として計算する。

### 2 月利で定められている場合

上記1に準じて計算してください。